

令和8年度（2026年度）熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務委託
に関する審査委員会設置要綱

制定 令和7年（2025年）12月3日 政策企画課長決裁

（目的）

第1条 熊本市が発注する「令和8年度（2026年度）熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務委託」の契約候補者の選定に際して、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、「令和8年度（2026年度）熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務委託に関する審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 「令和8年度（2026年度）熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務委託」における契約候補者の選定に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 政策企画課長
- (2) 地域政策課長
- (3) 環境政策課長
- (4) 経済政策課長

3 委員会に会長を置き、政策企画課長をもって充てる。

4 会長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選されたものが会長の職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。
- 6 委員が会議に出席できない場合は、予め代理人届けを提出の上、代理出席を認める。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により構成員の意見を求めることで会議の決議に代えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、政策企画課において行う。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)12月3日から施行し、契約候補者の選定を行った日をもって廃止する。